

特別区民税・都民税を滞納している方は相談を

8月5日

休日納税相談を実施します

平日の納付相談が困難な方は、この機会にご相談ください。同時に納付も受け付けます。

来庁の際は、収入や生活状況を確認できる書類などをお持ちください。相談においでになれない方は、電話での相談もできます。

納期限を過ぎて納付も連絡もない場合は、差し押さえ等の滞納処分を行うこととなります。必ず税務課納税係までご連絡ください。

【日時】8月5日(日)午前9時～午後4時30分

【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階)☎(5273)4534・FAX(3209)1460へ。

※当日は区役所本庁舎休日・夜間出入口(建物西側地下1階)をご利用ください。車いすをご利用の方は、事前にご連絡ください。

※新宿区納税催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

道路を正しく使いましょう

8月は「道路ふれあい月間」です

道路を常に広く、美しく、安全に利用するために、道路の役割や重要性を改めて確認する期間です。

通行の妨げや道路が汚れる原因となる次のような行為はやめましょう。道路の適性利用について確認し、正しい利用を心掛けましょう。

- ▶袋ごみ・粗大ごみ・家電等の不法投棄
- ▶立て看板・のぼり旗・商品の陳列台・プランターなどの道路上へ

の設置

- ▶剪定されずに道路にはみ出している生垣等の枝の放置

★区では、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」に基づき、町会や商店会の協力を得ながら警察や道路管理者と連携し、路上等障害物による通行の障害の防止に取り組んでいます。

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階)☎(5273)3847へ。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費とは、医療機関の窓口で支払う医療費の1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。

30年8月診療分からの自己負担限度額等が下記のとおり変わります。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562へ。



1か月の自己負担限度額(緑字が30年8月診療分以降の変更点)

負担割合	所得区分	1か月の自己負担限度額(緑字が30年8月診療分以降の変更点)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ (課税標準額◆690万円以上)	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 【多数回…140,100円★2】	
	現役並み所得Ⅱ (課税標準額380万円以上)	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 【多数回…93,100円★2】	
	現役並み所得Ⅰ (課税標準額145万円以上)	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 【多数回…44,400円★2】	
1割	一般	18,000円★1	57,600円 【多数回…44,400円★2】
	住民税非課税※	8,000円	24,600円 15,000円

◆…課税標準額とは、総所得金額等から各種所得控除を引いた金額です。

※…【区分Ⅰの対象】▶住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方、▶住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方

【区分Ⅱの対象】住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方

●限度額適用認定証
上記3割負担の方のうち、現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、申請により「後期高齢者医療制度限度額適用認定証(以下「限度額証」という)」を交付しています。限度額証を医療機関に提示することで、保険適用の医療費について、それぞれの区分に応じた自己負担限度額が適用されます。詳しくは高齢者医療担当課高齢者医療係までお問い合わせください。

★1…1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額の合計の上限は、年間144,000円

★2…過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。8月診療分から現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も多数回該当回数に含まれます。

勤労者・仕事支援センターは皆さんの「働きたい」を応援します

障害者就労支援

一般就労を希望する障害のある方に、就職相談や就労準備支援、就労継続の支援を行っています。

【問合せ】就労支援課障害者就労支援☎(3200)3316・FAX(3208)3100へ。

若年者等就労支援

義務教育修了からおおむね39歳までの方と家族に非就業状態の相談と就労に向けた支援を行っています。

【問合せ】就労支援課若年者等就労支援☎(3200)3311・FAX(3208)3100へ。

わーくす ここから

精神・知的・身体の障害がある方に、軽作業等の仕事の提供や就職に向けた職業訓練を行っています。

【問合せ】▶エール(就労移行支援)☎(3208)1609・FAX(3200)3327、▶スマイル(就労継続支援B型)☎(3208)2278・FAX(3200)3327へ。

新宿わく☆ワーク

都内在住のおおむね55歳以上の方に求人情報の提供・職業紹介を行うほか、セミナーや面接会を通じて就職の支援を行っています。企業からの求人も受け付けています。

【問合せ】新宿わく☆ワーク☎(5273)4510・FAX(5273)4145へ。

ここからジョブ新宿

ハローワーク求人情報のオンライン提供を受け、区内在住の方に求人情報の提供・職業紹介を行っています。

【問合せ】ここからジョブ新宿☎(5273)3050・FAX(3200)3329へ。

リサイクル活動センター

資源回収・再利用事業のほか、障害のある方等の接客・販売実習も行っていきます。

【問合せ】▶新宿リサイクル活動センター☎(5330)5374・FAX(5330)5371、▶西早稲田リサイクル活動センター☎(5272)5374・FAX(5272)5384へ。

受注センター

官公庁・企業から封入・データ入力・清掃などの仕事を受注し、障害のある方等が働く作業所等に提供しています。

【問合せ】コミュニティ事業課受注センター☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。

IT就労訓練

障害のある方や若年非就業者を対象にITを活用した就労訓練を行っています。

【問合せ】コミュニティ事業課☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。

ぱる新宿 ～勤労者の福利厚生をお手伝い

●区内の中小企業(個人商店等含む)にお勤めの方等へ

入会金1人200円、会費1人月額500円で福利厚生サービスを利用できます。事業主の負担した入会金・会費は税法上、損金または必要経費で処理できます。事業所単位での入会が原則です。

【対象】▶区内に事業所がある従業員数300名以下の中小企業等で働く従業員・事業主

▶区内在住で区外の中小企業で働く勤

務先の地域に同様の共済会等がない方

【内容】▶指定宿泊施設で年間8泊分の宿泊費補助、▶レジャー施設・スパ施設・フィットネスクラブの利用補助、▶入浴施設の補助券(割引券)の配布、▶コンサート・演劇・美術展・スポーツ観戦券の割引販売、▶ガイドブックと年10回の会報誌による福利厚生等の情報配信ほか

【問合せ】ぱる新宿(勤労者サービス課)☎(3208)2311・FAX(3208)3100へ。



ふらっと新宿 ～一緒に活躍する仲間を募集

区内に5店舗ある「ふらっと新宿」は、飲食や福祉商品の販売等を通じて就労支援を行うコミュニティショップです。

●ふらっと新宿で活動しませんか

①実習訓練生
就労を目指す障害のある方や若年非就業者を対象に個々の状況に合わせて、店舗スタッフが就労訓練を行います。接客や店内清掃等の実習を行います。

②ジョブサポーター(有償ボランティア)
「ふらっと新宿」の職員とともに店舗運営・就労訓練のサポートをしていく有償ボランティアです。ジョブサポーターになるためには、特に資格はありませんが、養成研修を受講していただきます。

【問合せ】コミュニティ事業課☎(5273)3852・FAX(3208)3100へ。

